

○ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十九号)

改 正 案	現 行
一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ 単独型短期入所生活介護費又は単独型小規模生活単位型短期入所介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
夜勤を行う介護職員又は看護職員（看護師、准看護師）をいう。以下同じ。（）の数が次のとおりであること。	夜勤を行う介護職員又は看護職員（看護師、准看護師）をいう。以下同じ。（）の数が次のとおりであること。
(1) 利用者の数が二十五以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、一以上	(1) 利用者の数が二十五以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、一以上
(2) 利用者の数が二十六以上六十以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、二以上	(2) 利用者の数が二十六以上六十以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、二以上
(3) 利用者の数が六十一以上八十以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、三以上	(3) 利用者の数が六十一以上八十以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、三以上
(4) 利用者の数が八十一以上百以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、四以上	(4) 利用者の数が八十一以上百以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、四以上
(5) 利用者の数が百一以上の指定短期入所生活介護事業所にあっては、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すことにより一を加えて得た数以上	(5) 利用者の数が百一以上の指定短期入所生活介護事業所にあっては、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すことにより一を加えて得た数以上
ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型小規模生活単位型短期入所介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件	ロ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

に関する基準

- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)以下「指定居宅サービス基準」という。)第一百二十一條第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。

(一) 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十五以下の特別養護老人ホームにあつては、一以上

(二) 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十六以上六十以下の特別養護老人ホームにあつては、二以上

(三) 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が六十一以上八十以下の特別養護老人ホームにあつては、三以上

四 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が八十一以上百以下の特別養護老人ホームにあつては、四以上

五 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百一以上の特別養護老人ホームにあつては、四に、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百を超えて二十五又はその

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。
(一) 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十五以下の場合
一以上
(二) 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十六以上六十以下の特別養護老人ホームにあつては、二以上
(三) 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が六十一以上八十以下の特別養護老人ホームにあつては、三以上
四 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が八十一以上百以下の特別養護老人ホームにあつては、四以上
(五) 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百以上の特別養護老人ホームにあつては、四に、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百を超えて二十五又はその

	端数を増すことに一を加えて得た数以上	端数を増すことに一を加えて得た数以上
(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。 （一）利用者の数が二十五以下の併設事業所にあっては、併設本体施設（指定居宅サービス基準第百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、一以上 （二）利用者の数が二十六以上六十以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、一以上 （三）利用者の数が六十一以上八十以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、三以上 （四）利用者の数が八十一以上百以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四以上 （五）利用者の数が百一以上の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すこと一を加えて得た数以上	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。 （一）利用者の数が二十五以下の併設事業所にあっては、併設本体施設（指定居宅サービス基準第百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、一以上 （二）利用者の数が二十六以上六十以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、一以上 （三）利用者の数が六十一以上八十以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、三以上 （四）利用者の数が八十一以上百以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四以上 （五）利用者の数が百一以上の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すこと一を加えて得た数以上

一 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	一 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上（指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が四十以下の介護老人保健施設であって、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては、一以上）であること。	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上（指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が四十以下の介護老人保健施設であって、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては、一以上）であること。
ロ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	ロ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	(1) 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(2) 指定短期入所療養介護を行なう療養病群に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三十又はその端数を増すこと一以上であり、かつ、一以上であること。	(2) 指定短期入所療養介護を行なう療養病群に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三十又はその端数を増すこと一以上であり、かつ、一以上であること。
(3) 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。	(3) 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。
(4) 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が六十四時間以下であること。	(4) 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が六十四時間以下であること。
(5) 夜間勤務等看護(1)から(4)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	(5) 夜間勤務等看護(1)から(4)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(6) 夜間勤務等看護(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を	(6) 夜間勤務等看護(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を

行う職員の勤務条件に関する基準

a 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が十五又はその端数を増すことに一以上であり、かつ、「一」以上であること。

b 療養病棟における夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(二) 夜間勤務等看護単位を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)の規定を準用する。この場合において、(一)中「十五」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。

(三) 夜間勤務等看護単位を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)の規定を準用する。この場合において、(一)中「三十」とあるのは「二十」と、(二)中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と読み替えるものとする。

行う職員の勤務条件に関する基準

a 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が十五又はその端数を増すことに一以上であり、かつ、「一」以上であること。

b 療養病棟における夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(四) 夜間勤務等看護単位を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)の規定を準用する。この場合において、(一)中「十五」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。

(五) 夜間勤務等看護単位を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)の規定を準用する。この場合において、(一)中「十五」とあるのは「三十」と、(二)中「七十二時間」とあるのは「六十四時間」と読み替えるものとする。

(六) 夜間勤務等看護単位を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)の規定を準用する。この場合において、(一)中「三十」とあるのは「二十」と、(二)中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と読み替えるものとする。

ハ 介護力強化型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護力強化型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護力強化病棟（以下単に「介護力強化病棟」という。）における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三十又はその端数を増すことに一以上であり、かつ、「一」以上であること。

(二) 介護力強化病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

(三) 介護力強化病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が六十四時間以下であること。

(2) 夜間勤務等看護単位を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 夜間勤務等看護単位を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 介護力強化病棟における夜勤を行う看護職員の数が、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が十五又はその端数を増すことに一以上であり、かつ、「一」以上であること。

b 介護力強化病棟における夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(二) 夜間勤務等看護単位を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

		(一) の規定を準用する。この場合において、(二) 中「十五」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。
	(二)	夜間勤務等看護例を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
	(三)	(一) の規定を準用する。この場合において、(二) 中「十五」とあるのは、「二十」と、(二) 中「七十時間」とあるのは「六十四時間」と読み替えるものとする。
	(四)	夜間勤務等看護例を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
	(五)	(一) の規定を準用する。この場合において、(二) 中「三十」とあるのは、「十一」と、(二) 中「六十四時間」とあるのは「七十一時間」と読み替えるものとする。
二	指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	
イ	介護福祉施設サービス費又は小規模生活単位型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	
	第一号口	第一号口の規定を準用する。
	(二)	旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
	第一号口	第一号口の規定を準用する。
四	介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	
	第二号イ	第二号イの規定を準用する。
三	指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	
イ	介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	
	第一号口	第一号口の規定を準用する。
	(二)	旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
	第一号口	第一号口の規定を準用する。
四	介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	
	第二号イ	第二号イの規定を準用する。
五	指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	
イ	療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	
	(1)	(1) 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第一号口 (1) の規定を準用する。
	(2)	(2) 夜間勤務等看護(1)から(4)までを算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号口 (2) の規定を準用する。
	(二)	介護力強化型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
	(1)	(1) 介護力強化型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第一号ハ (1) の規定を準用する。
	(2)	(2) 夜間勤務等看護(1)から(4)までを算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第一号ハ (2) の規定を準用する。